

日本学生支援機構奨学生の学業成績による適格認定について

下記のとおり適格認定（指導）基準をお知らせします。当該年度中に各基準に定められた進級要件や修得単位数を満たしていない者は、奨学金の停止等の処置を受けることになります。各自が日本学生支援機構奨学生としての自覚を持ち、より一層勉学に励んでください。

貸与奨学生

■廃止基準

①～③のいずれかに該当する者（①・②は下表の単位数未満の者）で、1年以内に進級又は卒業延期の解消が見込めない者。

①留年者又は履修制限(※)により卒業延期が確定した者。

※一部においては、履修可能な単位数に基づき算出。

②卒業延期の可能性が極めて高い者。

※累計修得単位数が標準単位数（累計単位）に対して標準単位数（単年度）以上の乖離がある者

※標準単位数（累計単位）=[修了要件単位数/修業年限]×[在学年数]

※標準単位数（単年度）=修了要件単位数/修業年限

③当年度の修得単位が3単位以下の者。

<廃止処置>

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

学年		1年次生	2年次生	3年次生 (2024年度 以前入学)	3年次生 (2025年度 以降入学)	4年次生	5年次生
栄養学部	管理栄養	進級要件	進級要件	69単位	進級要件		
	臨床検査			進級要件			
法学部		4単位	進級要件	76単位			
経済学部		4単位	32単位	76単位			
薬学部		進級要件	進級要件	進級要件	進級要件	進級要件	
人文学部		進級要件	進級要件	進級要件			
経営学部		4単位	32単位	76単位			
総合リハビリテーション学部	理学	進級要件	進級要件	進級要件			
	作業	進級要件	進級要件	76単位			
	社会リハ	4単位	32単位	進級要件			
現代社会学部		4単位	進級要件	80単位			
グローバル・コミュニケーション学部	英語コース	進級要件	54単位	進級要件			
	中国語コース		48単位				
	日本語コース		42単位				
心理学部		4単位	進級要件	76単位			

■停止基準

廃止基準相当の者で、1年以内に進級または卒業延期の解消が見込める者。

<停止処置>

翌年度1年間は奨学金の貸与を停止する。面談指導により修学を促し、奨学金の

意義も再確認させる。停止中の成績の状況により、復活又は廃止とする。

■警告基準

①廃止又は停止に該当しない者のうち、当年度の修得単位が15.5単位以下の者。

ただし留年または卒業延期にならない者は除く。

②年間GPA1.0未満の者。

③1年次生で、前期の修得単位が7.5単位以下の者。

<警告処置>

今後「停止」にならないよう指導を行い、注意を促す。成績が回復しない場合は、停止または廃止

とする。

■その他

学業成績のほかに、人物（学校処分）による適格認定があります。

給付奨学生（修学支援新制度）

■廃止基準

①～③のいずれかに該当する者（①・②は下表の単位数未満の者）。ただし、傷病、災害等のやむを得ない事由が認められる者は除く。

①留年者又は履修制限(※)により卒業延期が確定した者。

※一部においては、履修可能な単位数に基づき算出。

②累計修得単位数が標準単位数（累計単位）の6割以下である者。

※標準単位数（累計単位）=[修了要件単位数/修業年限]×[在学年数]

③「警告」の成績基準に連続して該当する者。（ただし停止基準に該当する場合を除く）

<廃止処置>

翌年度より、奨学金の支給を廃止（終了）する。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

学年		1年次生 (2024年度 以前入学)	1年次生 (2025年度 以降入学)	2年次生 (2024年度 以前入学)	2年次生 (2025年度 以降入学)	3年次生 (2024年度 以前入学)	3年次生 (2025年度 以降入学)	4年次生	5年次生
栄養学部	管理栄養	進級要件	19単位	38単位	進級要件	69単位	進級要件		
	臨床検査		進級要件	進級要件		進級要件			
法学部		19単位		進級要件		76単位			
経済学部		19単位		38単位		76単位			
薬学部		進級要件		進級要件		進級要件		進級要件	進級要件
人文学部		進級要件		進級要件		進級要件			
経営学部		19単位		38単位		76単位			
総合リハビリテーション学部	理学	進級要件		進級要件		進級要件			
	作業	進級要件		進級要件		76単位			
	社会リハ	19単位		38単位		進級要件			
現代社会学部		19単位		進級要件		80単位			
グローバル・コミュニケーション学部	英語コース	進級要件		54単位		進級要件			
	48単位								
	42単位								
心理学部		19単位		進級要件		76単位			

■停止基準

2回目の警告となった時の警告事由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみに該当する場合は

廃止とせず停止とする。

<停止処置>

翌年度1年間は奨学金の給付を停止する。停止中の成績の状況により、復活又は廃止とする。

（停止となった次の適格認定において、学業成績等が「継続」相当の場合は停止が解除され、それ以外の場合は「廃止」となります）

■警告基準

①累計修得単位数が標準単位数（累計単位）の7割以下である者。（廃止基準に該当する者を除く）

②当該年度のGPAが学部等における下位1/4以下の者。（次のア、イに該当する場合を除く）

ア 学修成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合

イ 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

<警告処置>

今後「廃止」にならないよう指導を行い、注意を促す。

（連続して警告処置を受けた場合、廃止基準に該当する。※停止基準に該当する場合を除く）

■その他

学業成績のほかに、人物（学校処分）および経済状況による適格認定があります。